**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第333号）**

**〔　宗教法人規則認証申請書類等部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和３年３月18日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和２年５月26日付け、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、「宗教法人Ａの法人設立（規則認証に係る行政文章）のほか」（以下「宗教法人Ａ」を「当該宗教法人」という。）の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　２　令和２年６月４日付け、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として「宗教法人Ａ（○○市○○○丁目○番○号○○ビル○階）に係る１．宗教法人規則認証申請書類一式（平成○年○月○日申請分）」を特定し、これに第三者に関する情報が記録されていることから、条例第17条第１項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与するため、第三者に第三者意見書提出機会通知書を送付した。併せて、同日付けで審査請求人に対して、条例第14条第２項の規定により決定期間延長通知書を送付した。

同月10日付け、第三者から実施機関に対し、「活動報告書」以外の全ての文書の公開について反対する旨の意見書が提出された。

　３　令和２年６月22日付け、実施機関は、条例第13条第１項の規定により、本件行政文書のうち、下記（１）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（２）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（１）公開しないことと決定した部分

　別表のとおり

（２）公開しない理由

　　　ア　条例第８条第１項第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、団体代表者の印影、宗教法人の財産及び運営の内

情に関する情報が記録されており、これを公にすると、当該宗教法人の活動の自立性を損なうこととなり、当該宗教法人の正当な利益を害すると認められる。

イ　条例第９条第１号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、宗教法人の総代及び信者の氏名、住所、生年月日、印影等が記録されており、これらの情報は個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当

であると認められる。

　４　令和２年６月26日付け、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定を取り消し、全部公開を求める。

**第四　審査請求人の主張趣旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

　　　平成○年○月○日付けで設立、登記された当該宗教法人（No○○、代表役員　牧師　○○）は、○○（令和○年（○○年））○月○日、設立以来１年目を迎え定期信徒総会が行われた。ところが、定期総会の際に、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第３項に基づき開示しなければならない信徒への配布情報資料（信徒名簿、信徒総会の議事作成、責任役員会の議事録のほか財政・会計報告の詳細、代表役員及び責任役員の任命に関する承認手続き）等の議事進行で取り上げるべき重要案件の審議を拒み、更に関連情報や資料の開示の要求まで断った。結果的に、当該宗教法人は、設立１年目の決算期を迎えたものの日本の法及び当該宗教法人の規則（以下「当該宗教法人規則」という。）に明記された遵守すべき処理事項に違反する結果となった。この状況を目のあたりにした当該宗教法人の正規信徒である○○のほか信徒40人余りは、○月○日の定期総会の以降、３か月以上にかけて教会側へ提案事項や臨時総会の開催を立て続き要求してきた。しかし、当該宗教法人側と代表役員及び責任役員たちはこの信徒らの要求に対しいい加減で曖昧な回答を繰り返しながら事実関係を薄めると同時に即時の臨時総会の開催要求にも無対応で一貫している状況が現在も続いている。従って、○○氏をはじめ信徒らは、大阪府府民文化部へ関連情報の開示を書面で求めていたところ、「受付番号第○号、部分公開決定通知書　府総第○号」のとおり、部分公開決定の内容を受け取った。しかし、この決定通知を真面に受け止めることができないため改めて審査請求を要求するのである。

　加えて、当該宗教法人の母体になるのは、○○の○○教会であり、直近３年間にわたり母教会との資金関連の流れに不透明な疑惑をはじめ、財政会計の内部報告書に様々な不具合が浮き彫りに上がったことや代表役員の給料の変則支払いと信徒が捧げた教会の献金の使途においても不透明で不正な使い方が内部報告書の中で認められた。

　よって、当該宗教法人が大阪府へ初登記の際、提出した直近３年間の収支計算書（財政報告書）の情報の開示を求める。しかし、人名や住所連絡先など個人情報に係る内容は勿論除き、そのほかの情報は開示していただき信徒らへの公開を通して明確にすべきである。特に、財政関連情報は金額まで明確に公開されなければ、今後内部扱いの資料との矛盾や間違いの改善を図ることは不可能だろう。そして透明かつ明瞭な宗教法人の正しい営みは難しいと推察する。また、内部告発による様々な疑惑に対し事実関係を明らかにすることによってこのたび失った教会の信頼、そして信徒たちの信仰を守ることができ、本来の宗教の信仰の価値を取り戻さなければならないのである。以上の背景がこの審査請求書を提出する大切な目的である。

２　反論書における主張

（１）令和２年７月31日付け、府総第○号により送付のあった実施機関の弁明書に対し、次のとおり反論する。

ア　情報の開示請求の核心の本質（弁論書を拝見して）

　　　　　弁論書の重要な論点とは、幾つかの条例を取り上げ、当該宗教法人の利益を害するからという主張である。

　　　　　しかし、当該宗教法人の信徒にとって最も重要な論点は、当該宗教法人が日本の法に準じ、かつ当該宗教法人が自らまとめあげた登記の当該宗教法人規則に準じて当該宗教法人の業務を行っているかの見極めである。国が定め認めた宗教法人である以上、聖なる教理に基づき潔く正しく営まれていなければならないことである。更に、黒塗り情報の一部の開示を求める私たちは、当該宗教法人の信徒の構成員として属しているものであり、教会の情報を開示することが当該宗教法人側の権利や地位など社会的な利益を害することとは思えないし、また、そういう関係性は生じないと思う。社会的な倫理や道徳性そして普遍性に照らせばこのたび当該宗教法人は大胆な改革を講じて信仰の自由と価値を保全すること、そして神様の御前で正しくないことを正しく是正し見直す勇気と力という自浄努力を高めることこそが真の信仰の自由であると確信している。

　　　イ　反論の趣旨・理由・目的及び背景

平成○年○月○日付けで設立、登記された当該宗教法人（No○○、代表役員牧師　○○）は、法に基づき作成された当該宗教法人規則第５節第20条に従い○○（令和○年○○月○日）設立以降１年目を迎え、初の信徒総会を開いた。しかし、法第25条第３項、そして当該宗教法人規則第20条の第１項～第７項に従い開示しなければならない信徒への配布情報資料（信徒名簿、信徒総会の議事作成、責任役員会の議事録のほか財政・収支報告の詳細、代表役員及び責任役員の任命に関する承認手続き）等の重要案件の審議並びに承認を拒み、更に11人の責任役員のうち、５人も欠員状態のままで代務者の選定と報告を怠った。また、総会の終了後にも、信徒らが要請した臨時総会の開催や関連情報と資料の開示の要求、総会での承認手続きの要請等を拒んだ。結果的に、当該宗教法人は、設立１年目の決算期を迎えたものの日本の法第20条の代務者選定規定の違反、また当該宗教法人規則第20条の違反、そして同規則第21条の監査条項の違反を起した結果となり、厳密にいえば法人内部の信徒総会での承認手続きを通してないままの形を続けている。その上、当該宗教法人側と代表役員及び責任役員たちは臨時総会の開催を要求する信徒らの要求に対し無対応と無応答を繰り返しながら事実関係を否定すると同時に情報回覧の要求にも応じない姿勢である。

　　　ウ　従いまして、少なくとも当該宗教法人の一部開示済みの情報の中から、次の（ア）及び（イ）の情報の追加開示を求める。

当該宗教法人において上記イのような状況に陥っていることから法律で定めた正常な宗教活動や良心な信仰の自由に対し妨げる結果となり、代表役員そして責任役員の無責任な偽り行為を繰り返すことによって倫理的かつ道徳的な価値を失っている。というわけで当審査請求人（複数）は、これ以上当該宗教法人の不祥事が続けられることを予め防ぐ自浄能力と是正措置を高めるためには、次の情報の閲覧開示が必要不可欠である。

　　　（ア）当該宗教法人が登記の際、提出済みの３年間（平成27年～平成29年）の収支会計報告書

（理由の補足）

ａ　○○の○○教会を母教会とする当該宗教法人は、数年間にわたり母教会との資金関連の流れに不透明な上納金の送金疑惑の解明を行うため。

　　　　　ｂ　既に確認されている代表役員の給料の変則支払い（所得税や年金保険料の軽減を図る狙い）

代表役員の給料を代表自身の妻へ秘かに隠し変則に支払ったことの発覚と多数の勘定科目の不正

　c　公的な外部支援給付金の計上の忌避と未記載

　　　　　d　信徒たちが捧げた献金（建築献金及び一般会計献金など合計で年間１億円以上の規模）の使途の中未計上の勘定科目の指摘及び不透明で納得し難い予算管理が行われたこと。

　　　（イ）最後に、信徒名簿の登記確認の依頼

　　　　　　次の実名に名乗り出てきた信徒らは、登記された信徒名簿のリストに入っているかどうかの照会を求める。

　　　　　（信徒名簿の実名登記確認（照会）を希望する信徒）

　　　　　　○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○

○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○（以上無順）

（２）令和２年10月21日、22日付けで参加人（当該宗教法人の代表役員○○）が出された意見書に対し、下記のとおり反論書を提出する。

　　　ア　宗教法人の法人格として関連法律違反のハズレ状態

　　　（ア）信徒総会での議決しなければいけない案件とは（必修事項）

　　　　　　結論から述べると、参加人の意見主張は、事実（Ｆact）ではないことを次の証拠

　　　　　等を通して補足する。

　　　　　　前提：当該宗教法人は、日本の法に準じて設立された。そして大阪府へ登記を済ました当該宗教法人規則に従い、有権解釈のことではこの当該宗教法人規則に勝ることはない。

　　　　　ａ　信徒総会にて処理しなければならない案件の手抜き

　　　　　　　当該宗教法人規則の第５節第20条に従い、法人設立以来の初めての信徒総会が開催された。

　　　　　　　総会は開催されたものの、（◯月◯日、午後12時30分～１時30分までの１時間）。しかし、必ず取り上げなければならない案件は、ほとんどが議論されないまま終

わった。（ただし、確かに教会各部署の信仰活動報告はあった。）

　　　　　　　必ず総会にて開示しなければならない根拠としては、法第25条第３項、また当該宗教法人規則第20条の第１項～第７項に基づく。しかし、信徒たちへ配布されたのは、2019年会計報告書と2020年の予算案の資料のみ。しかも、19年度の会計報告書と20年度の予算案の紙資料は混乱の中、正常な議論も行われないまま事務員らによって強制に回収されてしまった。

　　　　　　※法人発足の後、信徒名簿、責任役員会の議事録の報告と開示、代表役員及び責任役員の任命に関する承認の手続き、信徒総会の議事録作成等の最も重要な案件の審議と承認の手順は一切触れることもなく一言も議論できず、１時間の会は終わった。

　　　　　　※総会の模様を録音：当日の総会の模様は、参加した信徒によって録音され、データとして保存してある。

　　　　　ｂ　代務者任命の手落ち（別途規則資料写し添付）（添付省略）

　　　　　　　2019年の半ばの時点で、更に11人の責任役員のうち、５人も欠席状態のままで１

　　　　　　年も経過していた事実は一般信徒たちへ知らされず、隠したままで後続の代務者の

　　　　　　選定と報告を怠った。

　　　　　　　また、総会の終了後にも、信徒らが要請した追加臨時総会の開催や関連情報と資

　　　　　　料の開示の要求、総会での承認手続きの執行要請等に対し代表役員は、無反応で拒

否。

結果的に、当該宗教法人は、設立１年目の決算期を迎えたものの日本の法第20条の代務者選定規定の違反、また当該宗教法人規則第20条の違反、そして同規則第21条の監査条項に違反した結果となった。

　　　　　ｃ　上記ｂの事実によって現、代表役員と責任役員の役職は無効

　　　　　　　（根拠：信徒総会での任命承認の手順を通していなかったため）

　　　　　　　ということは、現在の代表役員と責任役員らは正式な任命手順を通していないの

　　　　　　でその業務の全般に関わってはならないいわゆる役員職の効力は無しという状況

　　　　　　ともいえる。

　　　（イ）従って、参加人側が、◯月◯日の信徒総会は、正常に行われたという主張は、全く嘘の弁である。

　　　（ウ）３年分（平成27年～平成29年）の収支報告書の開示の件

　　　　　ａ　目的：現在、信徒たちには、平成28年～平成30年までの３年間の財政収支報告書

　　　　　　（今まで教会側から配った資料を確保）を持っており、このたび大阪府へ法人登記

　　　　　　のために提出した３年分の収支報告書との比較対照を行い、果たして教会側が信徒たちへ配った３年分の報告書と大阪府へ提出したものと一致するとの事実確認ができれば、これ以上、収支報告書に拘り論争を広げることは必要ない。

　　　　　　　ただし、仮に二種類の収支報告書が存在することが確認できたとすれば、即時の改善を行うべき。

　　　　　ｂ　更新の手続き

　　　　　　　同時に大阪府へは登記の更新手続きの手順を踏まなければならない。

　　　　　ｃ　宗教法人のあり方は、正しくなければならない。

　　　　　　　今のような宗教法人の姿であれば、正しいあり方、信仰の良心に基づき正しく潔

　　　　　　く教会を営んでいるとは到底いえない。◯◯の母教会が大きくて信徒数が多いからというようなことは全く影響なくどうでもよい。日本の法律に基づき設立された宗教法人は、日本の法律が許される範囲で管理されるべし。

　　　　　　※この点については、審査庁そして諮問会委員の方々にとってはしっかりと理解してもらいたいことである。

　　　イ　参加人の主張が矛盾だらけで不適切であることの証明

　　　（ア）審査請求人が提示した「理由の補足」内容に対する補足

　　　　　ａ　母教会の◯◯教会への資金移動の根拠

　　　　　　　代表役員の◯◯氏は、信徒らに対し次のように宣言した。当該宗教法人は、◯◯母教会が定めている「◯◯教会の運営規定」が優先に適用されて運営されるという。（ここで運営規定に定まっている母教会への上納金のことを参考引用）

　　　　　　※その他の裏付け証拠：役員会で配られた会計報告書の記録には、上納金につき明確に記載されていた。

　　　　　　　「◯◯教会の運営規定」参考資料の写し掲載

　　　　　　　　　　（写真省略）

　　　　　　　（施行細則の第４条の明記内容）

　　　　　　　　　　（写真省略）

　　　　　ｂ　代表役員の妻へ支給された給料の一部（変則支払いと情報開示の隠し）

　　　　　　　明らかになった目的とは、「所得税や年金保険料等々の節減」のために税理士か

　　　　　　らいわれた。そして、そのように給料の一部の金額（￥８万／毎月／１年間）を自

　　　　　　分の妻に変則で支払いを行ったこと。

　　　　　　　一方、信徒たちからの生の声としては、代表役員へ支払った給料の支払い方に問題があり、間違いがあったことではなく、一年間も信徒らに黙って報告がされてないまま、隠していたことに憤りを噴出させたのである。

　　　　　　（※）証拠－＞同、信徒の録音データの中には、当日総会で代表役員の自らが認め

　　　　　　　　た収録内容あり。

　　　　　ｃ　公的支援給付金の管理

　　　　　　　近隣の子供たちへの余暇時間の活用のことで当該宗教法人の教会の建物で行われる全ての行事イベントに関しては、教会の人の奉仕（ボランティア）によって行われていた。当然ながらこのような教会内部行事についての全情報は、信徒たちへ知らせなければいけない。しかし、信徒たちにとっては関連づけの財政運営については全然伝わることはなかった。しかも、◯◯市からの公的支援給付金があるということさえ、一般信徒は全く知らない事実。参加人が主張しているように、教会の財政管理とは関係なく、◯◯市へのみ報告できていればよろしいとの論理が正しい運営の仕方だといえるなら、わざと当該宗教法人教会の場所を借り貸し出して教会の信徒らを動員し、行事を行う意味は失うことになる。公的資金とは税金が使われるわけだから公にすべき。しかし、教会の財政も含まれた形で運営されているこういう行事の会計運営のことは、全然隠されていた。

　　　（イ）信徒名簿の登記確認の依頼に対する参加人からの意見の件

　　　　　　次の12人の信徒たちは、自分が当該宗教法人の信徒名簿にきちんと登録されているのかどうかの確認を求めている。同時に、全ての懸案案件に対しては、同じ考え方と同意思を表していることに間違いないことを再三確認した。

　また、この案件は、審査庁のほうから信徒名簿に照らし確認を行うことでまさに当該宗教法人の信徒であるかどうかのチェックはできるでしょう。

　　　　　　しかも、この件については、教会の事務所から該当本人それぞれへ意思確認の連絡

　　　　　をとってみるだけで事実は参加人が疑っていることは明確になること。

　　　　　（同意実名者）

　　　　　　○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○（以上無順）

　　　ウ　最後に

　　　　　当該宗教法人は、決して私物のものではない。如何なる場合でも神様を祀る良心を忘れてはならない。誰もが忖度し合うようなことはあってはならない。代表役員は直ちに宗教法人の正常化に向けて信徒たちと真摯に向き合い真実な議論と改善によってキリスト教会のあり方を見直し、謙虚に襟を正しく直すべきである。

　　　　（別途規則資料）

　　　　　（写真省略）

　　３　口頭意見陳述における主張

　　　　第１期目の信徒総会で、代表役員の報酬問題が取り上げられ、2018年の１年間と2019年の１年間の給料の支払いの中で変則的な支払いを行っていることが分かった。具体的には、自分の妻に毎月８万円ぐらいの金額を割り当てて、支払いをしてきたようだ。

　　　　信徒総会で配られた総会資料である３年分の財政・会計報告を確認した結果、いろいろ不備や不具合が見つかった。

　　　　また、◯◯市役所からの給付金についても、信徒は何ら知らなかったが、明確に信徒たちに報告をしなければいけない。

人件費を含めて教会の賃貸、賃借料などの経費を賄っているが、人件費に関して、代表役員は約830万円という高額年俸を受けながら、変則的な支払いがどうしてできたのか。

　　　　当該宗教法人の資金関連について疑問を感じており、登記するときに大阪府に提出した教会の2016年、2017年、2018年の３年分の収支報告書さえあれば、信徒総会で教会側から配られた過去３年間の財政報告の内容と比較することができるので、この３年間の収支報告書がほしい。私は最後の反論書の中にも書いているが、他の情報はいらない。

この審査請求で求めているのは、平成27年から平成29年までの収支計算書のみである。

**第五　参加人の主張趣旨**

参加人の意見書及び口頭意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求人の反論書の内容について

（１）提出済みの３年間（平成27年～平成29年）の収支会計報告書について

上記第四の２（１）イでは、○○の○月の信徒総会の事例を挙げ、あたかも代表役員及び責任役員が無責任な偽り行為を行っているかのように記載されているが、○○○月の信徒総会は正常に開催されており、一部の資料が不十分だった点については、後日、教会の

ホームページ等を通じて、文書を掲載する等の適切な対応を取っており、事実誤認と言わざるを得ない。

また、いみじくも上記第四の２（１）ウ（ア）（理由の補足）に記載されているとおり、審査請求人側は最初から、「当該宗教法人に不正があった。」との前提のもとに、情報公開請求を行っており、審査請求人側の情報公開請求は、まさに当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものである。大阪府側の弁明書に記載されているとおり、部分公開という決定がなされたのは、当該情報が当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであるため、大阪府側の当初の決定のまま、部分公開の維持をお願いしたい。

なお、（理由の補足）に記載されている内容について詳述すると、ⅰ）これまで当該宗教法人は◯◯の◯◯教会に送金したことが一切なく、このように憶測に基づいて疑惑を広げることは当該宗教法人に対する信頼の損害に当たる。ⅱ）代表役員の妻に支払いを行ったのは、代表役員が妻とともに出勤し働いてきた事実に基づくものである。また、代表役員がひとりで受けていた給料をちょうど宗教法人になる時期に分割するようになったもので、故意に隠したものではないし、何か疑惑として発覚されたものでもない。

実際、日本のキリスト教会では、このような支払事例はよく見受けられる。ⅲ）公的な外部からの支援給付金とは、「◯◯食堂」に対して◯◯市から受けている支援金を指しているのではないかと考えられる。◯◯市からの支援は当該宗教法人に対するものではなく、「◯◯食堂」に対するものである。その会計報告は◯◯市に報告しており、もともと教会の会計に含めるものではない。ⅳ）この点についても、かつて同じことを問われたことがあったが、具体的な内容は以下のとおりである。ある方が、代表役員の個人口座に教会の建築献金を入金されたことがあったが、それは、その方の個人的な会計処理の事情によるものであり、代表役員はその翌日、ただちに当該宗教法人に送金した。この点については、入金及び送金の記録、そして献金をされた方が書かれた確認書を当該宗教法人の信徒に対して公開した。この点につき、具体的な内容を書くことなく、今に至るまで、疑惑があるかのように言っていることは当該宗教法人に対して損害となるものである。

（２）信徒名簿の登記確認の依頼

反論書では、新たに12名を限定し、信徒名簿の登記確認の依頼がなされているが、この文書だけでは、12名から正式な同意が得られているかどうか不明である。この点、信徒であるか否かは、信教の自由に関わる部分であり、本人同意が得られているかどうかも不明なまま、情報公開するのは問題があると考えられるため、当初の大阪府側の決定のまま、非公開をお願いしたい。

２　他の審査請求人又は参加人による意見書の閲覧について

上述のとおり、審査請求人側は、当該宗教法人に不正があったとの前提のもとに、情報公開請求を行っている。また、審査請求人は、今回の情報公開の請求前にも、代表役員や責任役員の通話内容を無断で録音し、ＳＮＳに流布する等の行為が行われていた。そのため、今回の当該宗教法人の意見書についても情報が秘匿されるかどうかは不明であり、外部流出等のおそれがあるため、審査請求人等への閲覧については認めないようお願いしたい。

　３　追加資料の提出について

当該宗教法人は、◯◯の◯◯教会を母教会としている。◯◯の◯◯教会は信徒◯万人ほどの大きな教会で、◯◯の教会からだけでなく、社会的にも信頼されている団体である。

◯◯の◯◯教会の中には、◯◯部という部署があるが、今年、30周年を迎えたため、その記念誌をご覧いただければ、大阪にある当該宗教法人についてもご理解いただけると思い、同記念誌（添付省略）をお送りする。

繰り返しにはなるが、純粋に聖書の真理に基づいて教会と社会に向かって活動している当該宗教法人に対して、審査請求人は虚偽事実と憶測をもって害を加えているものと言わざるを得ない。

４　収支計算書について

本件の情報公開請求の目的は、審査請求人が宗教法人の代表者である◯◯牧師に対して教会からの追放を企てる等、宗教法人内部での争いを起こさせることを目的としていると言わざるを得ない。

実際に、令和２年12月には、一部信徒から教会側に対し、献金の返還要求が起こるなどの具体的事案も生じている。

今回の情報公開請求によって、収支計算書について全面公開される場合は、さらなる争いが生じることが予想され、信徒が平穏に信仰生活を送る自由が脅かされることが容易に想定されるため、収支計算書の非公開をお願いしたい。

**第六　実施機関の主張趣旨**

　　　実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

　（１）宗教法人から所轄庁に提出された書類の取扱いについて

　　　　宗教法人を設立しようとする場合は、法第12条及び第13条の規定により、手続きに必要な書類を添えて所轄庁に申請し、認証を受けなければならないとされている。

　　　　申請に際して提出された書類については、その後、所轄庁である実施機関において行政文書として管理し、情報公開を求められた場合、条例に基づき、原則公開しているが、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報や、個人のプライバシーに関する情報であって、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報については、非公開としている。（条例第８条第１項第１号及び第９条第１号）

　　　　また、宗教法人の認証事務は、法定受託事務であるため、国から発出された「宗教法人に関する行政文書の開示請求について（平成14年７月４日付け各都道府県宗教法人事務担当課宛て　文化庁文化部宗務課事務連絡）」において、宗教法人から提出された認証申請書、添付資料の取扱いが記載されており、各都道府県もこれに基づいて対応している。これによると、「宗教法人が所轄庁に提出する書類は一般的に公にされていない書類であることから、公にされると、特定の個人を識別できる情報が開示され、また憲法で保障された信教の自由に基づく当該法人の権利を害するおそれがあるため、登記事項等の公知の事項を除き、不開示とする必要がある。」とされている。

　　　　加えて、平成16年２月19日付け15庁文第340号で発出された文化庁次官通知「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」においても、「情報公開条例等に基づき法第25条第４項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第３項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第５項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

　　　　なお、法第25条第４項に規定されている書類の中には、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類が含まれている。

実施機関としては、こうした国からの通知等をも踏まえ、宗教法人から提出された書類を公開することにより、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しながら対応している。

（２）不開示の理由について

　　　　審査請求人から情報公開請求のあった「Ａの法人設立に係る申請書類一式」は、平成◯年◯月◯日付けで大阪府知事あてに提出されたものであり、実施機関が管理する行政文書の一覧は、以下のとおりである。（当該申請は、所轄庁における審査を経て、平成◯年◯月◯日付けで認証済み。）

|  |  |
| --- | --- |
| （文書１） | 宗教法人規則認証申請 |
| （文書２） | 「Ａ」が宗教法人であることを証する書類（宗教団体証明書） |
| （文書３） | 公告したことを証する書類（公告証明書） |
| （文書４） | 申請人が宗教団体「Ａ」を代表する権限を有することを証する書類（証明書） |
| （文書５） | 代表役員及び責任役員就任受諾書 |
| （文書６） | 代表役員及び責任役員に就任を予定されている者が欠格事項に該当しないことを証する書類 |
| （文書７） | 宗教法人「Ａ」設立決議録 |
| （文書８） | 参考資料 |

　　　　これらの行政文書について、条例に基づき、公開・非公開の検討を行い、条例第13条第１項の規定により部分公開決定（令和２年６月22日付け府総第◯号）を行ったが、その理由ごとの非公開とした部分は、以下のとおりである。

　　　　なお、審査請求人は、審査請求書の理由の中で「人名や住所連絡先など個人情報に係る内容」は除くと述べているが、審査請求の趣旨において、「全部公開を求める」との方針を示していることから条例第９条第１号に該当する部分についても、その理由を述べる。

　　　ア　条例第８条第１項第１号の該当性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当文書 | | 非公開とした部分 |
| 文書１ | 宗敎法人規則認証申請書 | 代表者の印影 |
| 文書２ | 宗教団体証明書 | 代表者の印影 |
| 添付資料：平面図 | 境内建物の２階、３階部分の平面図 |
| 添付資料：建物賃貸借契約書（事業用） | 賃料、保証金、解約控除金、返還金 |
| 添付資料：覚書 | 代表者印影 |
| 添付資料：Ａ財産目録 | 区別、数量、金額、備考 |
| 添付資料：普通財産１、什器備品の付属明細 | 内容、数量、金額、備考 |
| 添付資料：平成27年度収支計算書 | 収入の部における科目、予算額、決算額、差異  支出の部における科目、予算額、決算額、差異 |
| 添付資料：平成28年度収支計算書 | 収入の部における科目、予算額、決算額、差異  支出の部における科目、予算額、決算額、差異 |
| 添付資料：平成29年度収支計算書 | 収入の部における科目、予算額、決算額、差異  支出の部における科目、予算額、決算額、差異 |
| 文書３ | 公告証明書 | 代表者の印影 |
| 添付資料：宗教法人「Ａ」設立公告 | 代表者の印影 |
| 文書４ | 証明書（代表する権限を有すること） | 代表者の印影 |
| 文書５ | 代表役員就任受諾書 | 代表者の印影 |
| 文書７ | Ａ設立決議録 | 議題、議事の経過、代表者印影 |
| 参考資料 | 委任状 | 代表者の印影 |
| 公開したことの状況を判断できる写真 | 建物内部、代表者印影 |

　　　　　上表の非公開部分については、以下の（ア）から（カ）までで述べるとおり、いずれも宗教法人に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該宗教法人の活動の自立性その他正当な利益を害すると認められる。

　　　（ア）法人の代表者の印影（文書１～７及び参考資料関係）

法人の代表者の印影については、認証的機能を有しており、これを公にすると、偽造等によって当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあり、当該宗教法人の正当な利益を害すると認められる。

　　　（イ）平面図（文書２関係）

当該平面図は、境内建物の使用状況を示すため、２階及び３階部分の部屋の配置等が記載されているものである。これは、宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であり、これを公にすると、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

　　　（ウ）建物賃貸借契約書（文書２関係）

建物賃貸借契約書に記載されている賃料、保証金、解約控除金及び返還金の額については、宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であり、これを公にすると、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

　　　（エ）Ａ財産目録、普通財産１、什器備品の付属明細（文書２関係）

　　　　　　財産目録については、資産と負債についてそれぞれの区分と額のほか、正味財産の額が記載されている。また、普通財産、什器等の明細については、宗教法人が保有する普通財産や什器等の内容や金額が記載されており、これらは宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であり、これを公にすると、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

　　　（オ）平成27年度収支計算書、平成28年度収支計算書、平成29年度収支計算書（文書２関

係）

収支予算書は、宗教法人における収入と支出について、それぞれ科目ごとに、予算額、決算額、差異が記され、当年度の収入や支出の合計等が明らかにされており、宗教法人の財産状況を明らかにするものである。

これらは宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であり、これを公にすると、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

　　　（カ）Ａ設立決議録（文書７関係）

　　　　　　当該決議録については、法人の管理運営に関する意思決定過程にかかる内部管理情報であり、これを公にすることにより、当該宗教法人の運営に何ら関わりを有しない第三者によって、その宗教活動への誹謗、中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該宗教法人の信教の自由、とりわけ宗教法人としての意思形成の自由が侵害されるおそれがあり、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

　　　　　　このため、条例第８条第１項第１号に該当するものとして、非公開の決定を行ったものであり、その決定に何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　　　イ　条例第９条第１号の該当性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当文書 | | 非公開とした部分 |
| 文書１ | 添付資料：宗敎法人Ａ規則 | 責任役員氏名 |
| 文書２ | 宗教団体証明書 | 創始者の氏名  信者代表の印影 |
| 添付資料：Ａ　主な変遷 | 牧師の氏名 |
| 添付資料：建物賃貸借契約書（事業用） | 賃借人の牧師の氏名  連帯保証人の住所、氏名、年齢、職業、借主との関係、電話番号及び印影  賃貸人の印影 |
| 添付資料：覚書 | 土地の名義人の印影  賃貸人の印影  主任牧師の氏名  連帯保証人の氏名、住所及び印影 |
| 添付資料：Ａ教職員 | 職員の氏名、読み方、住所及び電話番号 |
| 添付資料：◯◯信者リスト | 信者の氏名、読み方、住所及び電話番号 |
| 添付資料：青年部全体名簿 | 青年部員の氏名、対、職業、他、住所及び電話番号 |
| 添付資料：2015年 牧会活動報告 | 信者の顔が認識できる活動内容の写真 |
| 添付資料：2016年 牧会活動報告 | 信者の顔が認識できる活動内容の写真 |
| 添付資料：2017年 牧会活動報告 | 信者の顔が認識できる活動内容の写真 |
| 文書３ | 公告証明書 | 信者その他利害関係人の氏名、住所及び印影 |
| 文書４ | 証明書（代表する権限を有すること） | 信者代表の氏名及び印影 |
| 文書７ | Ａ設立決議録 | 署名人の氏名、印影及び割印 |
| 出席者名簿 | 出席者の氏名、議長の印影、署名人の印影及び割印 |

　　　　　上表の非公開部分は、いずれも個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。このため、条例第９条第１号に基づき非公開の決定を行ったものであり、その決定に何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　３　結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、本件審査請求は棄却されるべきものである。

**第七　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件審査請求の対象について

　　　審査請求人は、上記第三のとおり、審査請求書において本件決定の取消しを求めるとしているが、上記第四の２（１）のウにおいて、本件行政文書のうち、少なくとも、「当該宗教法人が登記の際、提出済みの３年間（平成27年～平成29年）の収支会計報告書」及び「信徒名簿」の公開を求める旨、主張している。

　　　このため、当審査会が審査請求人に、口頭意見陳述において本件審査請求の対象の範囲を確認したところ、上記第四の３に記載のとおり審査請求人より本件行政文書のうち平成27年から平成29年までの収支計算書についてのみ本件審査請求の対象とするとの回答を得た。よって当審査会は、本件行政文書のうち、平成27年から平成29年までの収支計算書（以下「本件係争文書」という。）に記載された情報（以下「本件係争情報」という。）のみを本件審査請求の対象として以下判断する。

３　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件係争情報には、宗教法人における収入と支出について、それぞれ科目ごとの予算額、決算額、予算額と決算額の差異、当年度の収入や支出の合計等が含まれており、宗教法人の財産状況を明らかにするものであって、これらは宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であり、これを公にすると、当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、条例第８条第１項第１号に該当すると主張する。

これに対し、審査請求人は、財務関連情報は金額まで公開されなければ透明かつ明瞭な運営は保たれないから公開すべきであると主張するので、条例第８条第１項第１号の該当性について、以下検討する。

（１）条例第８条第１項第１号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、公開しないことができる。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

　（２）条例第８条第１項第１号該当性について

　　　ア　本件係争文書は、法第13条の規定により当該宗教法人から所轄庁である実施機関に提出された認証申請書の添付書類であって、本件係争情報は当該宗教法人に関する情報であることから、上記（１）アに該当する。

　　　イ　上記（１）イの該当性について以下検討する。

（ア）本件係争文書は、法第25条第３項の規定により、宗教法人の事務所に備える書類とされており、この書類の閲覧請求権者は「信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者」と限定されている。

この規定の趣旨は、信者その他の利害関係人に限定的に閲覧を認めることにより、宗教法人の民主的統制・透明性を確保しつつ、宗教法人及びその関係者の憲法第20条で保障された信教の自由に基づく権利が害されないようにしているものと考えられる。

その上、法第25条第５項では、「所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定している。

（イ）宗教法人規則認証申請書の関係書類である収支計算書について、法及び大阪府の条例・規則にその作成に関する詳細な定めはなく、大阪府において様式例はあるものの、各宗教法人が任意に作成することができることとされており、本件係争文書についても、当該宗教法人の活動内容等に応じて任意に作成されたものと認められる。

また、収支計算書に記載される金額はもとより科目等も宗教法人ごとに異なるものと思料される。

そうすると、この科目や金額等の情報は、宗教法人の活動内容や活動規模に対応するものと考えられることから、当該情報は、各宗教法人の財産、業務に関する内部管理情報であるといえる。

（ウ）以上のことからすると、本件係争情報を公開した場合、当該宗教法人の財産、業務の内部情報が明らかになることから、上記（ア）に記載する憲法及び法が保護しようとする宗教法人の権利が害され、信教の自由が損なわれるおそれがあると認められる。よって、本件係争情報を公にすることにより、当該宗教法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるから上記（１）イに該当するため、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開とすることが妥当である。

ウ　審査請求人のその他の主張

　　　　　審査請求人は，その他種々主張しているが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

４　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

丸山　敦裕、島尾　恵理、荒木　修、小谷　真理

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 公開請求の対象となる行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 |
| 宗敎法人規則認証申請書 | 主管者印影 |
| 宗敎法人「Ａ」附則 | 責任役員氏名 |
| 宗教団体証明書 | 創始者名、代表者印影、信者代表印影 |
| Ａ　主な変遷 | 牧師名 |
| 平面図 | ― |
| 覚書 | 主管者印影、土地名義人印影、賃貸人印影、主任牧  師氏名、連帯保証人住所、連帯保証人氏名、連帯保  証人印影 |
| 建物賃貸借契約書（事業用） | 牧師名、連帯保証人住所、連帯保証人氏名、連帯保証人年齢、連帯保証人職業、連帯保証人と借主の関係、連帯保証人電話番号、賃貸人印影、賃借人印影、連帯保証人印影、賃料、保証金、解約控除金、返還金 |
| Ａ教職員 | 職員氏名、読み方、職員住所、職員電話番号 |
| ◯◯信者リスト | 信者氏名、読み方、信者住所、信者電話番号 |
| 青年部全体名簿 | 氏名、対、職業、他、住所、電話番号 |
| 2015年 牧会活動報告 | 活動内容写真 |
| 2016年 牧会活動報告 | 活動内容写真 |
| 2017年 牧会活動報告 | 活動内容写真 |
| Ａ運営規定 | 法人印影、申請代理人住所、申請代理人氏名、申請代理人印影 |
| Ａ財産目録 | 区別、数量、金額、備考 |
| 普通財産１項目、什器備品の付属明細 | 内容、数量、金額、備考 |
| 平成27年度収支計算書 | 科目、予算額、決算額、差異 |
| 平成28年度収支計算書 | 科目、予算額、決算額、差異 |
| 平成29年度収支計算書 | 科目、予算額、決算額、差異 |
| 公告証明書 | 代表者印影、信者その他利害関係人住所、信者その他利害関係人氏名、信者その他利害関係人印影 |
| Ａ設立公告 | 代表者印影 |
| 証明書（代表する権限を有すること） | 代表者印影、信者代表氏名、信者代表印影 |
| 代表役員就任受託書 | 代表者印影 |
| Ａ設立決議録 | 議題、議事の経過、議長印影、署名人氏名、署名人印影、割印 |
| 出席者名簿 | 出席者氏名、議長印影、署名人印影、割印 |
| 公告したことの状況を判断できる写真 | 建物内部、代表者印影 |
| 委任状 | 代表者印影 |